

2024年10月25日

各 位

株式会社E N E O S マテリアル

当社3工場への高圧ガス保安法に基づく厳重注意および注意について

当社（社長：平野勇人）は、高圧ガス保安法上の不備により、2024年10月22日付で経済産業省から、四日市工場および鹿島工場への高圧ガス保安法に基づく厳重注意、ならびに千葉工場への注意という行政指導を受けました。

高圧ガス保安法に定める認定事業者として、厳しい自主保安管理が求められる中にあって、このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、本件による工場の安全、当該設備の安全性、地域環境および製品供給への影響がないことを確認しております。

当社は本件を厳粛に受け止め、同様の事態を二度と繰り返さないよう、再発防止策を確実に実施するとともに、本社が中心となり今後も事業所の安全確保に努める所存です。

記

1. 行政指導の内容

（1）対象事業所

- ① 厳重注意：四日市工場、鹿島工場
- ② 注意：千葉工場

（2）行政指導の原因となった事実

① 厳重注意の原因となった事実

四日市工場および鹿島工場において、長期にわたり製造施設の軽微な変更工事の届出、技術基準適合維持、製造施設に異常があった場合の帳簿の保存および事故届の一部が適切に行われていなかったという法令違反があつたこと。

またこれにより、保安管理システムの確立・継続的改善ができていないなど、高圧ガス保安法第20条第3項第2号および第35条第1項第2号に基づく認定完成検査実施者および認定保安検査実施者の認定基準への適合が不十分があつたこと。

② 注意の原因となった事実

千葉工場において、製造施設の軽微な変更工事の届出および事故届の一部が適切に行われていなかったこと。

2. 主な原因および再発防止策

(1) 主な原因

- ① 高圧ガス保安法（以下「法」という）第14条第2項に定める変更工事届出の手続きに関する理解不足、社内規定類の不備または業務内容の理解不足による誤判断、および届出の失念
- ② コンビナート等保安規則（以下「規則」という）第5条第1項第16号～第19号に定める技術上の基準等の理解不足
- ③ 法第60条および規則第50条に定める帳簿の管理に関する理解不足
- ④ 法第63条第1項に定める事故の定義、周知不徹底

上記の根本原因として、認定事業者が有すべき保安の重要性への意識やコンプライアンス意識の不十分さ、法令知識が不十分であったと判断しています。

(2) 再発防止策

本件を厳粛に受け止め、全社一丸となってコンプライアンスの徹底に取り組み、また本社を中心となり事業所の保安活動および保安管理の徹底に取り組んでまいります。

- ① 経営トップによるコンプライアンスおよび高い保安意識へのコミットメントの表明
(従業員向け社長メッセージの発信)
- ② 「安全とコンプライアンス最優先」を再教育
- ③ 保安活動およびコンプライアンス活動における法令要求事項を明記するなど社内規定類の再整備と要求事項の進捗管理の徹底、法改正情報展開方法の再整備
- ④ 全従業員に対する継続的なコンプライアンス教育

なお、当分の間、再発防止対策の実施状況を半年ごとに高圧ガス保安室に報告いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

ESG・広報グループ： 03-6693-2658